

## 藤沢市災害廃棄物処理計画（案）について

本市において、発災時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定するため、藤沢市廃棄物減量等推進審議会において審議をいただき、最終案として報告するものです。

### 1 策定経過

平成29年度

- 藤沢市廃棄物減量等推進審議会における審議経過
  - 7月 藤沢市災害廃棄物処理計画（一次素案）に係る基本的事項の検討
  - 10月 藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）の検討
  - 1月 藤沢市災害廃棄物処理計画（案）の検討
- 藤沢市災害廃棄物処理計画にかかるパブリックコメントの実施
  - 11月9日～12月8日
  - 3月 パブリックコメント実施結果を公表予定
- 市議会定例会報告
  - 12月 市議会定例会にて藤沢市災害廃棄物処理計画（素案）について報告
  - 2月 市議会定例会にて藤沢市災害廃棄物処理計画（案）について報告

### 2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見の募集期間 平成29年11月9日から12月8日まで
- (2) 意見の件数 17件
- (3) 意見提出者数 5人
- (4) 計画に反映した意見の内容

No	項目	意見の内容	市の考え方（案）
1	計画の全体に関する意見	全体としては適切なものと考えますが、気づいた細部に関して気づいた点に触れる。 この計画の主たる対象者／利用者／読者は、市職員を中心とする藤沢市の廃棄物にかかわっている方々であり、一般市民を直接的には読者として意識していないように見受けられる。そのこと自体は実態的にやむを得ないとしても、一般市民が読む場合も考えた、わかりやすい表現を心掛けるべき、といった観点からの意見でもあることを付記する。	本計画については用語集を作成し、本文中においても用語集に説明を掲載している旨の表記を行い、わかりやすくいたします。

2	災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見	1-6頁、本文4行目「なお、復旧時等においては、被害状況を考慮し、適切な処理期間を定めるものとします。」意味不明。「復旧時等」以外では、どうするのか。なぜそうするのか。	初動対応時においては混乱しており、処理期間を変更することが難しいと考えておりますが、変更可能な場合もありますので、復旧時等に限定しないものといたします。
3	災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見	1-9頁、表1-5 建物被害、火災、死傷者数について、被害規模の程度・強度を理解しやすくするために、それぞれ、例えば、全棟数〇〇に対し、平常年の年間出火件数に対し、平常年の年間死者数に対し、といった参照値を付記してはどうか。	災害の規模につきましては、説明が必要であると考えておりますので、用語集-7に記載いたします。
4	がれき等の処理に関する意見	以前に、災害時における避難場所等のために、一時的に提供出来る土地(畑等)の申し受けが、あったと思いますが、仮置場としても、承諾があれば、可能ではないかと思っております。	仮置場確保・調整につきましてはp3-14、図3-5に記載しているものですが、⑥において、防災協力農地についても記載いたします。
5	がれき等の処理に関する意見	廃棄物処理の流れの中で、防犯や交通警備といった業務も必要ではないかと思っております。	仮置場の運営・管理の際に交通安全のための車両誘導員や不法投棄対策のための夜間警備員が必要であると考えておりますので、p3-19、表3-25に記載いたします。

(5) 資料2 藤沢市災害廃棄物処理計画(素案)についてのパブリックコメント実施結果(案)

### 3 パブリックコメントの結果等を反映した修正案

資料3 藤沢市災害廃棄物処理計画(案)

#### 4 今後の進め方

本計画(案)に対する議会でのご意見等を踏まえ、3月中に策定し、市のホームページ等を通じ、周知を図ります。また、第4章「事前の備え」に定める事項を進めていきます。

以上

(環境部環境総務課)